



議員定数26人から20人へ 条例改正を提案予定

1. 定数条例の改正について

合併5年後に執行予定の、次期改選時における議員定数に関して昨今の厳しい財政状況と、今後の人口動態から判断しても自治法の上限を適用した現行26人の定数を削減すべきとする考えは、概ね世論の一致するところであるが、大幅な削減を求める意見と、急激な削減を避けて段階的削減を望むとする意見に世論が大別されているのが実情である。

合併に起因する諸問題の解決や、行政の円滑な執行等々に関して住民の不満、不安は十分解消されたとは言えず、また一方では過渡期として容認せざるを得ないという一面も潜在する中で、究極の削減を求める世論に賛同する環境に今はないと判断した。

また、議会にあっては合意形成が最も重要であることから、委員会に囁かない議員の意向調査も実施するとともに、県下13市の状況を調査した結果、22、20、18人とする三案に絞られた。

しかし、いずれの案も理論的根拠をもって適正数であると立証することは困難であった。

このような経過を踏まえ、県下各市における定数条例の下限値と議員の意向調査を基に、20人とすることで採決を行った結果、賛成多数をもって可決した。よって現行の定数26人から6人を減じ、議員定数に関する条例定数を20人として改正するよう求めるものである。

2. 予算・決算特別委員の選任について(構成人数の件)

現在、両委員会は各常任委員会から選出された3人の委員と、副議長の10人で構成されているが、付託案件の重要性と議員定数削減の観点から、次期改選後からは議員全員による審査が望ましいとすることで一致した。

3. 議員報酬・費用弁償・政務調査費について(類似団体との比較)

県内13市の状況を聴取し比較検討したが、財政規模および人口等に基づき、各市独自の議員定数が設定されている中で、議員に係る報酬、費用弁償等々も拠出額は様々であり、本市の現状についてその適否を比較判断することは困難であった。

本市にあっては、吉岐市特別職報酬等審議会の答申を尊重して条例化されており、議員自らが、その待遇について議論すべきでないとする意見と、議会の有効性を高めより良い人材の確保の面からも定数削減と連動した報酬の検討を求めるとする意見、また一方では現行の報酬から、自主的に減額すべきとする意見等が錯綜し、統一した方向性を見出すことはできなかった。

尚、厳しい財政状況から現状での待遇改善を求める意見は無かったが、議会としては、今後とも吉岐市特別職報酬等審議会の答申を尊重し、自らが議論し言及すべき事項ではないとし、結果的に審査協議を打ち切ることにした。

4. 政治倫理条例の制定について

議員は、市民の厳粛な信託を受けたものであることを認識し、市民全体の奉仕者として、常に市民全体の利益を擁護するとともに自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。

いやしくも、その地位による影響力を不正に行行使して、特定の個人・団体の利益を求めるなど、公共の利益を損なうことがあってはならない。

よって議員は、公正で開かれた民主的な市政を求める市民の信頼に応えることが重要であることから、その必要な措置として条例を制定すべきと判断し、吉岐市議会議員政治倫理条例及びその施行規則の草案を添付し、速やかな対応を求めるものとする。

5. 長の附属機関(諮問機関)への議員就任の適否について

現在、長の附属機関は38機関におよび、延べ79人の委員を議会から選出している。その中には市が直接出資する法人もあり、機関の運営形態上、議員が公的立場からこれらの役職に就くことは不適正であると判断した。

また、議会としては機関の運営形態等を十分精査し、今後の就任要請に対しては慎重に対応すべきとし、長に対しても附属機関(諮問機関)における議員への就任要請について、その適否を厳正に検討されるよう議会として要望すべきとの意見で一致した。

6. 市民への議会報告並びに公聴会開催について

議会は民主的かつ効率的な市政運営を図り、またその監視機能を十分発揮するため、市民との信頼関係に基づく連携を図ることが重要である。

地方分権の推進により、自らの決定と責任が問われ、合わせて住民との協働が強く求められているとき、今後のまちづくり政策決定過程における住民参加は極めて意義あるものとする。

そこで、「吉岐市議会報告会開催案」により議会活動の報告や市政情報の提供に努めるとともに、議会および市政に対する意見・提言を聴取する機会を設け、議会の機能充実と改革・活性化に取り組むため報告会を開催すべきとする結論に達した。

以上を最終報告とするが、常任委員会の任期および会派制導入の件に関して、委員会報告に基づく検討がなされておらず、方向性も明示されていない。県下の類似団体の状況等を再度検討され、機関決定されるべきと料する。しかしながら、今期における具体的導入に関しては、現実的に困難なことから、次期改選直後における検討事項として然るべき措置を講じられるよう強く要望するものである。

ワンポイント解説

1. 定数条例改正について・・・次期改選時より定数20人とする条例改正を提案予定。
 2. 予算・決算特別委員選任について(構成人数の件)・・・次期改選時より全議員での審議とする。
 3. 議員報酬・費用弁償・政務調査費について(類似団体との比較検討)
・・・吉岐市特別職等報酬審議会の答申を尊重、審査協議打ち切り。
 4. 政治倫理条例の制定について・・・条例制定を提案予定。
 5. 長の附属機関(諮問機関)への議員就任の適否について
・・・一部の就任は適正でないものもあり、今後は慎重な対応をすべき。
 6. 市民への議会報告並びに公聴会開催について・・・年1回、4会場での実施を予定。
 7. 常任委員会の任期について・・・次期改選時に向け検討。
 8. 会派制導入の適否について・・・次期改選時に向け検討。
 9. 一般質問の形態について・・・時間50分・回数制限なしで平成19年9月定例会より実施。
- ※7～9は平成19年6月定例会で報告済(詳しくは議会だより第14号、P14～15に記載)

平成20年度予算ピックアップ どんな事業がある？

みんなで
ぎぎばキレイに
しょうバイ!



ユウくん

一般会計	208億1,700万円	(前年度比 5.0%減)
特別会計	97億1,467万8千円	(前年度比30.2%減)
合計	305億3,167万8千円	(前年度比14.8%減)

海岸漂着ゴミ処理委託 500万円

エネルギー回収推進施設整備
(焼却施設) 1億6,245万円

最終処分場整備 4,257万円

有機性廃棄物リサイクル推進施設整備
(汚泥再生処理センター) 1,473万円



石田町海浜大清掃の様子(石田町筒城仲触 塩津浜)

放課後児童クラブ等育成支援等委託
417万円

地域子育て支援拠点事業費
355万円

放課後子ども教室推進事業補助金
255万円



みどり
翠の会による活動(霞翠小学校)

地産地消推進事業補助金
(多目的ハウス4棟 大麦生産奨励補助)
441万円

産地づくり推進対策
(地域ブランド米等推進事業補助金他)
1,352万円



低減化学肥料・農薬で栽培されているコシヒカリ(勝本町東触)

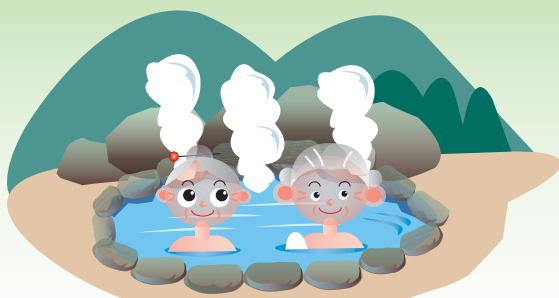
壱岐市民病院器械備品整備
(医療用器械備品購入)
4,343万円

壱岐市民病院医師公舎建築
(木造平屋建て90㎡×6棟)
1億376万円



購入予定の回診用X線撮影装置と個人用透析装置

老人入湯助成金助成対象年齢引き下げ
(70歳から65歳へ) 1,608万円



良い湯だな～

国民体育大会長崎大会準備経費
642万円



壱岐会場で行われる予定の自転車競技

情報通信企業立地促進事業補助金
(コールセンター1社 ソフトウェア業2社)
1,748万円



昨年10月1日開設の㈱ランドコンピューター壱岐支店のみなさん(本庁別館)

漁村再生交付金事業
(壱岐栽培センター建設工事)
4億13万円



壱岐栽培センター起工式(H20.4.4 大島)

麦谷浄水場建設工事
9,355万円



麦谷配水池

一支国博物館(仮称)整備
12億4,041万円

原の辻遺跡保存整備
2億3,143万円



原の辻遺跡復元建物